

○測量及び建設コンサルタント等業務前金払実施要領

令和２年８月７日

告示第１９０号

改正 令和２年１０月１４日告示第２３３号

(通則)

第１条 測量及び建設コンサルタント等業務委託料前金払（以下「前金払」という。）の実施については、廿日市市業務委託契約約款（以下「約款」という。）第３５条から第３７条までの規定によるほか、この要領による。

(実施範囲)

第２条 前金払は、業務委託料１００万円以上の測量及び建設コンサルタント等業務について実施するものとする。

(前金払の額)

第３条 前金払の額は、業務委託料の１０分の３以内とする。

(前金払の保証に基づく支払)

第４条 前金払の実施に当たっては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第５条の規定に基づく登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証を受けたものにより支払うものとする。

(契約金額の変更による措置)

第５条 前金払を行った後、設計変更等の理由により業務委託料を変更した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(１) 業務委託料が増額した場合

増額後の業務委託料に対する前金払は、原則として行わない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、その増額後の業務委託料の１０分の３から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払の支払をすることができるものとする。

(2) 業務委託料が減額した場合

支払済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えると
きは、その超過額を返納させるものとする。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第6条 債務負担行為に係る契約の前金払については、約款第35条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（前会計年度末における第37条の2第1項の業務委託料相当額（以下「業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、その旨を設計図書に定めて、契約会計年度について前払金の支払を行わないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、その旨を設計図書に定めて、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金を支払うことができる。

4 前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、第1項の規定にかかわらず、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行わないものとする。

5 前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長させるものとする。この場合においては、約款第36条第3項の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和２年９月１日から施行する。

附 則（令和２年１０月１４日告示第２３３号）

この告示は、告示の日から施行する。